

町・県民税、所得税の申告相談日程

【本庁・各総合事務所での申告日程】

と き	対象地区	ところ
2月16日(金)～3月15日(木) (土・日曜日を除く)	朝日地区	本庁 税務課
	宮崎地区	宮崎総合事務所 住民生活課
	越前地区	越前総合事務所 住民生活課
	織田地区	織田総合事務所 住民生活課
3月5日(月)	越前地区 (事業所得がある人)	越前総合事務所 住民生活課
3月6日(火)		
3月7日(水)		

【JA越前丹生での申告日程】

と き	対象地区	ところ
2月19日(月)	宮崎地区	JA越前丹生 宮崎支店
2月20日(火)		
2月21日(水)	織田地区	JA越前丹生 織田支店
3月6日(火)	朝日地区	JA越前丹生 朝日支店
3月7日(水)		
3月8日(木)		
3月9日(金)	糸生地区	

申告書などを提出する前に、記載事項や添付書類の確認をしましょう！

- ①申告する人の住所、氏名を記入しましたか？
- ②ハンコを押しましたか？
- ③申告忘れの所得はありませんか？
- ④控除対象にならない人を扶養(配偶者)控除に含めていませんか？
- ⑤計算ミスはありませんか？
(特に定率減税の適用もれに注意)
- ⑥必要な書類の提出や添付は済みしましたか？



平成18年分の所得税の確定申告における主な税制の改正事項です。

- ・定率減税の額が、所得税額の10%相当額となり最高限度額は12万5千円に変更となりました。
- ・寄附金控除の適用下限額が5千円に変更となりました。
- ・政党等寄附金特別控除の適用下限額が5千円に変更となりました。



○ 公的年金を受給している人へ…

国民年金や厚生年金などの公的年金を受給したときは「雑所得」となります。「公的年金等の源泉徴収票」に源泉徴収税額がある場合は、確定申告で精算することになります。また、源泉徴収税額がない場合であっても、公的年金の雑所得と公的年金以外の所得とを合計した所得金額が、扶養控除や基礎控除などの所得控除の合計額を超える場合には、確定申告を行う必要があります。

問合せ先 税務課 ☎34-8709 宮崎総合事務所 住民生活課 ☎32-7713
越前総合事務所 住民生活課 ☎37-7714 織田総合事務所 住民生活課 ☎36-2270



町・県民税の申告と所得税の確定申告が2月16日(金)から始まります。申告は1年間に生じた所得金額と税額を確定させる大切な手続きです。下記の説明を参考に、該当する人は3月15日(木)までに申告してください。相談日や申告期限附近には、会場が混雑します。なお、申告には自分で記入できる箇所は記入し、必要な書類を必ず持参してください。

確定申告が始まります

町・県民税、所得税の申告はお早めに 2月16日(金)から3月15日(木)まで

申告の必要がある人は？

- ①平成18年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ②給与を1か所から受けていて、給与以外の所得金額(年金・事業・不動産など)の合計額が20万円を超える人
- ③給与を2か所以上から受けていて、年末調整をしていない給与の収入金額と給与所得以外の所得金額(年金・事業・不動産など)の合計額が20万円を超える人
- ④事業(農業や営業など)所得や不動産所得がある人で、所得金額が20万円を超える人「事業所得のある人は、平成18年中の収入金額から必要経費を差し引いて所得を計算する収支計算が必要となります。このため収入・経費に関する書類(販売金額・領収書など)の整理をしてから申告してください」

申告すると税金が戻る人

次のいずれかに当てはまる人は、源泉徴収された税金が申告により還付されます。

- ①給与所得者・年金所得者などで、雑損控除や医療費控除、寄附金控除などを受けることができる人(医療費

申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②給与・年金などの源泉徴収票(原本)
- ③各種保険料の支払証明書(生命保険・個人年金・損害保険・国民年金など)
- ④医療費の領収書(医療費控除)
- ⑤寄附金の受領証(寄附金控除)
- ⑥金融機関の通帳(還付申告を受ける人、本人名義に限る)
- ⑦□座振替で納税を希望する人は、本人名義の通帳とその通帳の届出印(新規・変更の人)

○住宅借入金特別控除は、一定の条件(床面積・返済期間など)を満たす必要がありますので、注意してください。

- ③給与所得者で、年末調整を受けていない人で所得控除(生命保険料など)がある人
 - ④住宅ローンなどを利用して、住宅の新築・増改築をした人
 - 給与所得者の場合、住宅取得控除1年目の人(2年目以降は勤務先などで年末調整により控除を受けます)
- 控除は平成18年中に支払った医療費が、保険金などで補てんされる金額を差し引いても10万円を超える人)
②平成18年の中途で退職した後、就職しなかった人で、年末調整を受けなかった人

国税庁ホームページで確定申告書が作成できます。

インターネットで国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、自宅などいつでも簡単に申告書が作成できます。作成した申告書は添付書類と一緒に、郵送などで税務署に提出できます。ぜひ、ご利用ください。

申請書をインターネットで作成してみよう！

ステップ1 申告データの入力

◇作成途中のデータも保存することができます。

ステップ2 プリントアウト

ステップ3 税務署に郵送等で提出

◇添付書類もお忘れなく！
◇お早めに提出を！

皆さんも、この「確定申告書等作成コーナー」を利用して、簡単に申告書を作成してみませんか？



申告書の作成と申告は、インターネットでできます！

e-Tax（インターネットクス・国税電子申告・納税システム）について知っていますか？

◇e-Taxとはインターネットを利用して自宅やオフィスから申告、納税及び各種申請・届出ができる便利なシステムです。

平成18年分の確定申告からは…

◇国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面上から、同コーナーで作成した申告データをe-Taxで税務署へ送信（電子申告）することができます。

「確定申告作成コーナー」の画面から
申告データを税務署へ送信
(e-Taxで電子申告)

自宅やオフィスで申告書の作成と申告ができます！

※e-Taxを利用するためには、事前に利用開始のために次の手続などが必要になります。

☆「電子申告等開始（変更）届出書」の提出

（e-Taxホームページでオンライン提出が可能です。）

☆電子証明書の取得など詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。



e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

◎ e-Tax の利用開始の手続きについては次のホームページにアクセス！

◎ 「確定申告書等作成コーナー」へは次のホームページにアクセス！